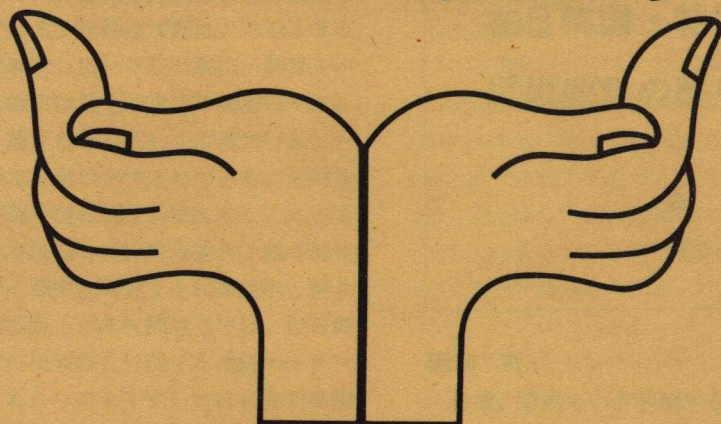


民闘連

ニュース

1977. 9 第24号



目 次

■ 連続セミナー 在日韓国・朝鮮人の民族教育の歴史と現実	1
在日韓国・朝鮮人の民族教育の歴史	佐藤勝巳 1
在日韓国・朝鮮人の民族教育の歴史	李 殷 直 3
■ 論文紹介 在日韓国人の意識と実態(完)	韓培浩・洪承稷 6
■ 「在日同胞医系学生会」「在日同胞の医療を考える会」と 神戸市長田地区における「在日同胞健康実態調査」	12
■ ミニ情報	14
■ 在日韓国・朝鮮人に関する資料(5)	16
■ 編集後記	19
■ 資料案内	20

●連続セミナー

在日韓国・朝鮮人の 民族教育の歴史と現実

在日韓国・朝鮮人に対する民族差別は、日本政府の「同化」と「追放」の政策のなかで日々生み出され、深刻な人間性破壊の現実をもたらしている。民闘連運動は、このような現実の中で呻吟している在日韓国・朝鮮人が自己の民族的主体性を回復する過程の中に、民族差別と闘うことを正しく位置付けることをその重要な課題の一つとしている。民闘連が教育の問題を重要視する理由がここにある。

このような認識から、民族差別と闘う関東連絡協議会（関東民闘連）と民族差別と闘う兵庫連絡協議会（兵庫民闘連）では、在日韓国・朝鮮人の民族教育に関する連続セミナーを持った。これらのセミナーでは、在日韓国・朝鮮人に対する日本の同化教育の歴史、戦後の朝連時代の在日韓国・朝鮮人による民族教育の運動とそれに対する弾圧、といった民族教育に関する歴史を学ぶ中で、現在、在日韓国・朝鮮人の児童、生徒、学生の総数約14万人のうち10万人が日本の公私立学校で学んでいるという現実を踏まえ、①公教育における日本人教師の在日韓国・朝鮮人子弟に対する取りくみと視点、②在日韓国・朝鮮人がめざしている「地域における民族教育」実践の必然性、等について模索していった。

以下に紹介する文章は、これらのセミナーでなされた講演の要約である。各地で民族教育と取り組んでおられる方々の参考になればと思い連載することにした。

尚、関東民闘連での講演に関する要約及び小見出しは編集部が、兵庫民闘連での講演に関するそれは兵庫民闘連が、それぞれ責任を持って行った。（編集部）

歴史編 1

在日韓国・朝鮮人の 民族教育の歴史

佐藤勝巳

（日本朝鮮研究所）

■前史

日清、日露という朝鮮半島の支配をめぐる戦争に勝利した日本は、1910年に朝鮮を植民地化した。そして、朝鮮を足場にして中国大陆への侵略を開始したわけである。ところが、昨今の「日本の戦争責任」の語られ方は、中国侵略15年の戦争責任についてだけであって、中国侵略のためにより多くの犠牲を強いられてきた朝鮮に対しては議論されてこなかった。それで、この事は今問題になっている民族教育とも深い関係があるので触れてみたい。

日本が朝鮮を植民地化して、その支配を徹底していくために、いろいろな悪事を行ったが、それは言うまでもなく、その一つ一つがその時その時にあって、それなりの意味をもってなされていったのである。まず、併合後すぐに行った「土地調査事業」というのは、朝鮮人からどうやって税金をとるかという目的でなされたものであった。また、1918年に、富山県で米騒動がおこった時、日本政

府はそのはけ口を朝鮮に求めた。これが「産米増殖計画」である。この産米増殖計画は朝鮮人に対する激しい搾取であった。これはまた、日本でも米の値段が抑えられる結果をもたらし、没落農民が増え、彼らは都会に流れ労働者になった。その結果、全体の労働者の賃金が抑えられ、国際競争力を持つ大資本が作られていった。

また、1937年に、日本の中国侵略が本格化されると、中国支配をめぐって日本とアメリカの対立が表面化した。この時、日本政府は、一方で中国侵略を進め、一方でアメリカと軍事的に対抗できるように国内の軍事産業育成に力を入れた。この為、工場を作ったが、青壮年は兵士として中国に送らねばなくなり、労働力が不足した。この時政策として出されたのが朝鮮人強制連行であった。

また、1939年には皇民化政策が始まり、中央協和会の結成、朝鮮語使用の全面禁止、創氏改名、朝鮮人に対する徴用の開始、というように在日朝鮮人に対する政策が、つぎつぎと出されていった。これらの政策は朝鮮人を軍人にしたてていくための思想統制であった。これらの皇民化政策が在日朝鮮人の子供たちに与えた影響は大きく、圧倒的に日本人化されていった。そして1944年に徴兵令が施かれ、翌年8・15を迎える。

当時、本国から日本に連行された人たちの数は、徴用で4百15万（うち強制連行72万5千）、軍人・軍属36万4千（うち戦死者約3万）であった。

■民族教育の始まりと弾圧

在日朝鮮人は解放を迎えると、多くの人が帰国し、また帰国を希望していた。そこで、在日朝鮮人は朝鮮語を知らない子供に朝鮮語を教えることが急務であった。だから解放後すぐに、いたる所で学校が建てられた。

1947年9月（この頃在日朝鮮人は53万人前後）、本格的に学校を建て民族教育を開始した。これは「在日本朝鮮人連盟」（朝連）が主導的に行った。当時の教育理念は、①母国語を学ぶ、②正しい歴史認識を持ち、

正しい自国の文化を吸収する、③世界の情勢と自国の情勢と自己を位置付けて考える、というものであった。また、日本人化されていた子供たちが自己回復を計る場であった。しかし、祖国の分断が固定化されるにつれ、どう自己回復を計るかという状況にぶつかった（このことは今も変わらない）。

一方、国際情勢にあっては、ソ連が原爆を持つようになったり、アメリカが支配することを欲していた中国に共産主義政権が生まれたりした。このためアメリカの対日政策が大きく変った。また、朝鮮は38度線を境として南はアメリカが、北はソ連が影響力を持っていたが、冷戦構造が定着化するにつれ、アメリカにとって韓国、日本は軍事上大きな意味を持つようになった。つまり、中国、ソ連と対抗するために親米（アメリカの言いなりになる）政権が必要であった。ところが日本国内に関して言えば、一番アメリカの思うままにならないのが朝連であった。アメリカから見て朝連は相対的にソ連と近い団体であった。そういう団体がソ連との最前線である日本に存在することの危機感と、日本政府の「早く朝鮮人を追い出したい」という考えとが、朝連弾圧、民族教育弾圧という結論において一致したわけである。その弾圧は1947年10月から始まり、1948年4月頃から日本国中で強化された。

■戦後民主主義の問題点

1945年12月、在日朝鮮人から選挙権を奪った。そしてその同じ国会で、日本で始めて婦人に選挙権を与えた。また、「学校教育法」は日本の戦後民主主義の目玉商品と言われているが、在日朝鮮人にとっては民族教育弾圧のそれであった。また、朝鮮を植民地にした最高責任者ともいふべき天皇が1947年5月2日に、勅令として在日朝鮮人弾圧の基本をなす「出入国管理令」を出した。しかもそれは日本で最後の勅令であった。戦後日本の民主主義は、在日朝鮮人に対しては同化と追放を強要するという質をあわせもった民主主義であった。民族学校に対する政策一つ

をとっても、日本の中に組みこむという意味において、戦前の皇民化政策と全く同じものである。

在日朝鮮人が弾圧をうけた時、それに対する日本人の対応は、抗議し闘うか、黙ってしまうか、賛成するかのどちらかである。しかし、1948年の阪神教育事件を中心とする民族教育の弾圧に対して、抗議し闘った日本人はほとんどいなかった。よく36年間の日帝植民地支配の責任というけれど、口だけではダメなのであって、具体的な事件においてどう行動したかが問われるのではないだろうか。そういった意味で民族教育弾圧の事件がおこった時、なぜ日本人が政府やGHQに対して抗議しなかったか、私も含めて反省しなければならない。阪神教育事件では、朝鮮人を弾圧するために戦車まで出た。GHQ統治7年間で戒厳令が出たのはこの時の1回だけである。在日朝鮮人は民族教育を守るために立ち上り、1,900人もの逮捕者を出した。今日に至るまで一度に逮捕者が1,900人も出るような日本における民衆運動は、かつてない。

■民族教育の課題

1955年、「在日本朝鮮人総連合会」（総連）が結成されると、その指導の下に民族学校再建の運動が行われた。そして、1963年にはそこで学ぶ者は約5万人ぐらいになった。ところが、現在は想像の域を出ないが、2万人ぐらいに減っている。勿論減った分は日本の学校に行き同化教育を受けていることになる。その減った理由としては、政治的側面では朝鮮の南北分断があげられ、社会的側面としては、二世が増えたことにより、帰国するという前提がくずれていることがあげられる。

子供を日本の学校にやっている在日朝鮮人の親たちは、決して喜んで日本の学校にやっているわけではない。南北の政治的な対立が増していく中で、そのどちらも心から支持できない、かといって日本の学校もよいものではない。複雑な気持ちでいることであろう。

日本政府の教育政策は同化政策である。それは戦前の皇民化政策と何ら変わっていない。そして、日本人教師の意識も変わっていない。近年在日朝鮮人生徒の教育問題にとり組む教師が出てきているが、極一部である。

在日朝鮮人の子供たちは、今の日本の教育行政、あるいはその他もろもろの差別によって、具体的に人間性が破壊されている。このような中で、「教育」とは、教師と子供、親と子供、地域における具体的な人間関係に信頼が成り立つかどうかであろう。民族教育が成り立つか否かは、誠心誠意それと関わって、当事者との会話が成り立つかどうか、人間関係が保たれるかどうかにかかっている。

在日韓国・朝鮮人の問題は、なかなかわからない。そのわからないところから出発して、わかるためにどうやって努力するかが大前提としてあるべきで、カリキュラムやテクニクの問題はその次になるのではないかと思う。（関東民闘連第1回セミナー 76・11・28）

歴史編 2

在日韓国・朝鮮人の 民族教育の歴史

李 殷直(イ・ウンジク)

(朝鮮奨学会)

■民族教育の起り

1945年8月15日、解放の喜びを迎えた在日朝鮮人は、民族文化を取り戻す活動を始めた。8月末頃からはいたるところで朝鮮語講習会が開かれる程であった。それは、当時の在日朝鮮人のほとんどが帰国を望んでいたものの、日本で生まれ育った子供たちは、文字も言葉も知らなかった為、帰国しても子供たちの社会生活を保障できるようにとの親の気持があったからだ。そして、同年10月15日に「在日本朝鮮人連盟(朝連)」がほ

とんどの在日朝鮮人を網羅する形で結成されると、朝連の文教部で教材作りが始められた。当時は謄写版印刷で手間のかかるものであったが、それでも約2ヶ月の間に10万部も作られ地方に送られた。このようにして、1946年になると、6年制の系統だったものではなかったが各地で学校が作られていき、いろんな年齢の人が民族の言葉、歴史を学ぶようになった。

1946年3月16日、GHQが「一度帰国した在日朝鮮人の日本入国は禁ず」と発表したため、在日朝鮮人は容易に帰国できなくなった。このため、正規の系統だった民族学校を作る必要性が出てきて、そのための組織運動が始まった。まず、1946年10月、東京・王子の使わなくなった米軍弾薬庫を作り朝鮮人学校を作った。倉庫の中で授業をし、机、椅子、黒板等何もなかった。しかし解放前の子供たちからは考えられなくらい生き生きしていた。学校でいじめられることもなく、同胞が教えてくれる喜びがあった。子供たちは毎日の授業の後、日曜日さえも学校に出てきて教師と草むしりをやり、土手をつぶしたりして学校を作っていた。今振り返っても感動の毎日であった。

このようにして、1947年の終り頃には、東京都で15の小学校ができ、都から各種学校の認可を得た。また、全国でも550もの学校ができ、5万5千人の子供が学ぶようになった。

■民族教育に対する弾圧と抵抗

一方、在日朝鮮人は解放後もあらゆる職場から締め出され、ヤミ商売、酒の密造等をして生計を立てていた。このため、多くの朝鮮人が検挙されていた。そこで朝連は、1946年12月20日、東京で生活擁護人民大会を開き、首相官邸にデモをした。また、その頃南朝鮮では、米軍政に反対する全国的なゼネストが行なわれていて、在日朝鮮人もその闘争支持を強調した。

これらの事件を契機として、GHQは朝連に対する弾圧を強め、とりわけ民族学校に対

する弾圧を強化した。それは、GHQの指令で日本政府が公布した学校教育法、教育基本法という形で表われ、民族学校も認可を受けなければならなくなった。また、国語は日本語で朝鮮語の使用は認めないとした。私たちは認可を受ける事はやぶさかではなかったが、日本語を使用せよという問題には抵抗した。毎日GHQに呼ばれて脅迫を受けたが、それでも朝鮮語を使った。すると今度は、GHQは日本の公の建物を借りていた学校に対し、その使用を禁止した。東京にはなかったが、大阪、兵庫ではそういう学校が多かったため、父兄が激しく抗議し、毎日何百人と検挙されていた。そして、神戸では多くの同胞が県庁に押しかけたため、米軍将校が銃を持ってやって来たが、それでも同胞は解散しなかった。それで、GHQは朝鮮人の家をまわり、男ばかり4千人を検挙し、6名を首謀者として軍事裁判にかけた。大阪の同胞は神戸の事件に抗議し、府庁で4万人の同胞が集った。このし烈な闘いに、ついに米軍は発砲を命じ、16才の少年金太一（キム・ティル）君が弾たれ即死し、また何人ものケガ人を出した。これが阪神教育事件である。東京でも4月19日16名が検束され、翌日学校は閉鎖された。私たちは、この弾圧を世界各国の記者に知らせたので、GHQに対する国際的な非難が起った。李承晩でさえ抗議した。このためアメリカ政府はGHQに事態の收拾を命じ、その結果として、「民族学校は法律を守る。しかし解放された民族として独自の教育をする」ことをお互いに確約した。これは矛盾したものであったが、実質的には私たちの全面的勝利であった。このようにして、東京では認可を得、物資の配給も受け、給食も出せるようになった。しかし、関西では建物がないと認可されないので建物の確保を急がねばならなかった。結局、全国的には学校が550から350ぐらいに減り、生徒数も約2万減った。そして、その後1年間は順調にいった。

■祖国分断と民族教育の苦難

1948年5月10日、南朝鮮で単独選挙

が行なわれ、8月15日に大韓民国ができた。これに対し、9月9日には朝鮮民主主義人民共和国ができ、租国は完全に分断された。朝連は、これまでの経緯から必然的に共和国を支持するようになり、民族学校でも共和国の国旗をたてるようになった。GHQは、これに腹を立て、国旗をたてた責任者を検挙した。この間、学校は物質的にも、人的にも、内容的にも整備され、1948年9月には高校がスタートしていた。ところが、1949年9月、朝連は共和国の建国一周年記念の集会を企画したため、GHQは反米運動の拠点として朝連に団体等規制令を適用し、解散を命じた。この時、日本の法務大臣は、学校だけは解散させないと声明を出したが、10月19日、学校を閉鎖してしまった。この時すでに朝連は解散させられていたため、民族学校を守る運動の指導部がなく、地方によって別々なとりくみとなってしまった。

大阪では、学校の運営母体に韓国籍の人や日本人をたてたが、文部省のねらいが民族学校をつぶすことにあったため、結局学校として認められず、日本の学校に分散させられてしまった。東京都では、当時都内に日本人学校が少なかったことを利用し、「朝鮮学校を都立の学校にし、子供をそこに入れ日本語も教える。日本の学校に入れる為の準備だ。」とGHQに説明し、実質的な学校存続を計った。そして「学校教育法」等もうまく利用し、教員確保という名目で民族学校の教師もそのまま残した。「団体等規制令」にひっかかると何をしてもダメなので、都に廃校書類を出したが、事実上は前のままで都立学校として残った。神奈川県も東京のとりくみにならった。兵庫県は阪神事件の恐怖があったためか、看板ははずされたが学校はそのまま残った。他の地方は大阪をはじめとして壊滅してしまった。その後も同胞が協力して学校を作っていたが、当局の弾圧とのイタチごっこであった。

1955年に朝鮮人学校は公立としてではなく自主学校として運営されるようになった。又、同年に総連が結成され、民族学校を作る

ことを始め、大阪をはじめ全国に民族学校を作っていた。1957年には、共和国から教育援助費をもらい学校も整備されていた。そして1959年12月に共和国への帰国運動が起り、6万人の子供が民族学校に通うようになった。帰国船が終わる頃は、帰国者10万人のうち民族学校の生徒が2万人含まれていたため、民族学校で学ぶ生徒数は4万人となり、その後は増えていない。増えない理由としては、故郷は南にあり、南に行き来するためのパスポートの関係という分断の悲劇が反映したものもあるし、又、総連の教育方針についていけない人もいるようだ。

■おわりに―日本人教師に望む

今日も、同胞子弟は民族学校で学ぶことが望ましい。そういった意味で、韓国学園であれ思想的な違いをもっている多くの民族学校が建てられればいいと思う。しかし、現実にはそれもままならない状態である。現在75%の同胞子弟が日本の学校に行っている。日本名で入学させられ、同化教育を受けている。今日も日本政府の同胞子弟に対する教育方針は、今まで述べてきたような民族教育に対して弾圧してきた姿勢と何ら変わりはない。それは、植民地の人間として扱っているということだ。このような日本の学校で学ぶ同胞子弟は、自民族を蔑視し、非人間化させられていく。今日における人間の基礎教育は、自分の民族を土台として、自分の言葉で教育を受けることであり、そのことによってしか、本当の人間となりえない。同胞子弟で日本の学校での在籍の長い者程非人間化されている。少しでも民族の自覚を高める方向で協力していただきたい。

(関東民闘連第2回セミナー 76・12・12)

●論文紹介

在日韓国人の意識と実態 (完)

韓 培 浩 (ハン・ペエホ)

(高麗大学教授)

洪 承 稷 (ホン・スンチク)

(高麗大学教授)

a. 特異価値

自己分離的ではないにしても、閉ざされた集団としての韓国人マイノリティーは、独自のはっきりした部分文化を持つ部分集団として見なされるかもしれない。韓国人移住者の場合は韓国人文化の所産として、二世三世の韓国人の場合は日本人と区別するいくつかのはっきりとした特徴を持った部分文化の所産として、マイノリティーの構成員はいくつかの共有された価値を持っているように考えられ、しかもそのような価値が日本人と韓国人の国際結婚、日本国民となる帰化、遠い将来の日本社会への同化の予期などについての質問に対する態度に影響を与えるだろう。

ここでの研究では、これらの問題に関して回答者の見方や意見を引き出すことと、これらの問題に関する韓国人の間で一致があるかどうかをはっきりと定めることに関心を払った。在日韓国人のこれらの問題に対する態度と見方は、在日韓国人社会に生涯にわたる影響を及ぼすという意味で重大である。

我々の研究では、回答者の60.9%は日本人と韓国人との国際結婚に反対した点で、民族的同一視が強いよだということがわかる(表19)。4.9%だけがそのような結婚を勧めた。32.9%が当事者同志で決めるべきものだとした。類似する回答パターンが帰化についての質問に対して得られた。74.3%は帰化に反対したが、一方20.4%が事情がそうせざるを得ないなら日本に帰化するだろ

と答えた。(表20)。この力強い民族アイデンティティーは、韓国文化と日本文化との板ばさみになって悩む韓国人マイノリティーに一種の相反する圧迫を必ず引き起す。

非共産主義者に管制された在日韓国人の社会(民団)では、日本人マジョリティーに対する敵意や日本当局に支配された制度に対する敵意の抑制を強調した。その社会化は、あけすけな批判、不一致、あるいは対決を助長しなかった。しかしながら、総連と親和関係のある朝鮮人の間では、社会化はより闘争的であり、公然とした反日感情が組織で運営されている学校で促進されていた。その学校では生徒達に民族的背景に誇りを持つよう教えた。朝鮮の言語、歴史、地理がカリキュラムの主力となった。教育のプログラムを北朝鮮のそれと模ねて作られ、北朝鮮で使用された共産主義者の教材と同じもので生徒達に教え込んでいた。それ故、共産主義者に管制された在日韓国人は、韓国人の民族的アイデンティティーにおいていっそう力強いと推測してもよいだろう。

「日本在住を通じて韓国人であることに誇りを持った経験がありますか」という質問に対して、53%は否定した。15.1%は数々の悲惨な状況や辛酸さを乗り越えてまじめに生きて来たことを誇りに思ったと答えた。

17.4%は民族意識を持って生きて来たことを誇りに思った。そして9.3%は母国で達成された進歩と発展について学んだ時に韓国人

であることを誇りに思ったと語った。(表21) このことは、在日韓国人は民族的アイデンティティーはしっかりしてはいるが、彼らの生きる現実には韓国人としての自己理想とは完全に調和しないことを意味している。

圧倒的多数の研究対象の韓国人が威厳感を高めることのできた経験や劣等感に打ち勝った経験がなかった。研究対象の韓国人、特に二世三世の韓国人はある深い変化をし、差別及び排他的手段に彼の間で幅広く共有された屈辱と憤りの感覚があるように思える。

「日本での生活の中で憤りや屈辱を感じた時がありますか」という質問に対して、67.5%は韓国人であることをはずかしく感じさせられたり、憤りを感じさせられた色々の出来事を示した。彼らのうち37.3%は日本人から差別的待遇を受けた時にそのような屈辱や憤りを感じた。13.8%はそのような出来事はあまりにも多すぎて挙げることはできないと答えた。9.8%は、ある同胞達が罪を犯したり、あるいは在日韓国人に不評をもたらすようなマナーをふるまった時に恥しく感じた。(表22)。要するに研究対象下の韓国人は、日本人から差別的待遇を受けたり、在日韓国人の何人かが恥しい行動をした時、非常に多くの屈辱を感じ恥かしく思っている。

二世三世の韓国人を研究しているある在日韓国人が、在韓韓国人は五世に至るまでには完全に日本社会に同化してしまっているだろうという見解を述べた。それ故、五世代後の韓国人マイノリティーの将来の地位をどう予想するか回答者に質問するのが適切ではないかと思った。そして次のような回答が得られた。

予想した通り、回答は種々まちまちであった。29.8%は、その時までには同化され日本人化されているだろうと思った。31.6%は意見なしであった。この大きな二つの回答グループの間には、不安や抵抗そしてある程度アンビバランスの感覚の反映である種々の意見があった。11.1%が韓国がその時までには再統一されているか、主としてそれによると思った。10.7%が在日韓国人は現状とは

まったく変わらないと思った。4.4%は母国へ帰国させられているだろうと思った。一方、4.9%は韓国人マイノリティーの $\frac{1}{2}$ は同化され、残り半分は自活できる独立した地位を築きあげているだろうと思った。言い換えれば、約 $\frac{1}{4}$ の回答者が結果的には日本社会に同化されてしまっているだろうと感じている。それにもかかわらず、人々は日本での将来の地位について支配的な見解を共有はしていないようだ。(表23)

政治的、法的に基本的権利のある市民でない故に、在日韓国人は日本政府には発言権がない。あるいは、民団の指導者達が韓国人マイノリティーの代表者として韓国国会にしばしば選出されていたにもかかわらず、在日韓国人は韓国政府にもいかなる強力な発言権もない。1974年の夏、ここで報告されている研究が行なわれている時、野党の前大統領候補・金大中氏を巻きこんだら致事件で、韓日関係は緊迫していた。そして在日韓国人は韓国の外交政策の問題に対してかなり敏感であったようだ。韓国政府に対する彼らの態度は、その時の日本の世論にたぶんに影響を受けていたようだ。

「韓国政府に何か言うべきこと、特別に要求したいことがありますか」という質問に対して、27.6%が国内の民主主義的秩序の確立を要求したいと答えた。6.3%は国際社会から孤立している韓国を心配した。3.5%は韓国政府は権力の平和的移項を果すべきだと思った。6.7%は分断された国を統一するためによりいっそうの努力を要求した。1.3%は韓国政府は新たな政策を用いて日本に対する外交政策を修正するよう要求した。興味深かったのは、2.7%の回答者が、どのような忠告や要求も韓国人マイノリティーの地位を向上するには何にもならないと答えた。このことは、韓国政府と日本に居る代表者達に対していただいている根深い疑惑や不信の表われである(表24)。

日本政府に対しての要求や要望を回答者に示してもらった。20.9%は日本政府に在日韓国人に対する差別的政策をやめるよう要求

した。11.6%は日本のものすごいインフレ問題を静めるよう特に要望した。32.9%は日本政府に要求・要望することはないと示し、8.4%は意見なしであった。3.5%はこの質問に回答するのを拒否した。

この質問に対して9.78%が多様な意見を表わしたが、それらは一般に韓日関係の問題に回帰する意見であった。2.67%は日本に韓国との外交的結びつきを断ち切る要求をした。その他、0.89%は日本は二つの韓国に対して等距離政策を保つべきだと思った。

4.9%は韓国に対する経済援助を停止するよう要望した。1.3%はキーセン観光事業を止めるよう要求した。

これら回答者達の一般的な論調はかなり批判的であり、この調査がなされた時の日本世論の関心を反映している。韓国政府による二人の日本人青年の逮捕は、金大中ら致問題ですでに緊迫していた韓日関係をさらに悪化させた。

しかしながら、特に興味深かったのは、異なった14の回答範疇のうち、二番目に多かったもの(20.9%)が在日韓国人の直接的な関心、すなわち在日韓国人に対する差別を扱っている範疇に書き込んだことである。又、一番多かった回答(32.9)%が日本政府に対して要求・要望することなしとしたことは特記すべきことであり、我々の見たところ、それは日本政府に対する在日韓国人の間にあるかなりの冷淡と不信度の高いことの反映である(表25)。

■ 結 論

この探査的な研究において、我々は四つの主要な領域、即ちアイデンティティーと同化の問題、在日韓国人の生活条件、在日韓国人の社会生活及び組織生活、韓国人マイノリティーに共有されている幾つかの特異価値に集中した。この研究は、大阪の生野区における225世帯の構成員の調査に基づいているが、範囲が限られているので、将来のより組織的、包括的な研究のために基礎を置こうとする初めての試みとして、この研究を考えて

いただきたい。しかしながら、願わくばマイノリティーの現状を真剣に案じて、日本の韓国人マイノリティーにかかる不正や偏見に対して戦うことによって彼らの状況に意味ある変革をもたらそうと積極的に務めている韓国人及び日本人に対して、ここで報告された研究が非常に重要な方向を切り開くのに有効なガイドとなればと考えている。

今まで報告した研究で、韓国人マイノリティーの状況と態度のパターン、あるいは在日韓国人の部分集団内の傾向について概括的な調査結果がわかる。

第一に、日本の韓国人マイノリティーは、その構成員において大きな変化があり、今や在日韓国人の全人口の $\frac{3}{4}$ 以上が二世三世で構成されている。二世三世の増加は韓国人マイノリティーの将来に関しての数多くの根本的な問題を提起する。

最も大切な問いは、韓国人青年の人間性に反する日本社会への日本人化に寄せられる。日本の公政策は、日本社会の中に韓国人を統合し、日本人マジョリティーに溶けこまして同化させることである。それは、戦前の一世の間では、ほんの部分的にうまくいっただけであった。二世三世については、彼らの大多数は韓国語や韓国の歴史が否定されている日本の教育制度の所産であるから、日本人化政策はあまりに多大な影響を彼らにもたらしているようだ。事実、彼らは母国との接触を失ない、事実上日本人化されている。

韓国人青年の社会化においては、一世の及ぼす影響は衰えているように思える。また、在日韓国人社会で世代のギャップが広がっているようだ。共産主義者志向型の民族教育を教え込まれた北朝鮮系持の朝鮮人のようではなく、そのような組織と親和関係のない朝鮮人青年は、いわゆる「アイデンティティー危機」と言われているものを独力で乗り切らなくてはならない状態にある。ある者は他の在日朝鮮人に密接に同一視することによってこの危機に打ち勝つかもしれない。又ある者は帰化を受け入れ日本人になるかもしれない。しかし、多くの韓国人青年は、彼らには居場

所のない社会、しかも在日韓国人の地位を向上させることにはほとんど何も提供しない社会の中で、育ち生き続けるのだろう。

現状では、民団と親和関係のある韓国人や政治的には中立の立場を今なおっている人は同化の問題では意見を異にするようだ。彼らの大多数は、一般に日本を永住の地と定めたい気持であるにも拘らず、日本政府の同化政策に抵抗し続けている。

彼らは、祖国や生活手段に執拗に固執して日本にとどまることが予想されうる。残りの者は、この問題に対して高度のアンビバランスを示す。彼らは日本人の国際結婚を通して、また日本に帰化することによって同化の過程を進んで受け入れる。同時に、日本人に対する恨みの強感覚と反目的感情を共有する。

在日韓国人の間で見出される今一つの大切な傾向は、組織との関わりの低さである。そのような否定主義や不信の根は非常に深いだろうし、なお一層の詳細な研究が行なわなければならないだろう。民団における韓国人の関わりは、形式的な参加にとどめられている。民団と親和関係のある大半の韓国人は、機能の果せぬ無力な組織として見ている。民団の指導性は大半の韓国人と一致していなかったようである。激しい派閥主義と相まって、しっかりした目標のなさが韓国人の回答から判断すると、民団の指導性と親密な関係が欠けていると感じている。とって変って、そのリーダー達は民衆に明確な目標を示せず、またそのような目標達成のために指示や関心を集められなかったようである。

これまで報告された研究から明らかになった別の中心的なテーマは在日韓国人の間のシニズム（冷淡な考え方）の水準の高いことである。それは、日本の韓国人マイノリティーの地位や権利の問題に関して、韓国政府及び日本政府の動機や行為への深く根ざした疑念から出ている。このシニズムは、一部には韓国政府が在日韓国人に関与する際に犯した多くの失敗から来ていた。李承晩大統領下の政府は、日本政府との外交交渉の手段として利用する一方、彼らには何ら具体的援助を

差しのべなかった。

朴正熙大統領下の政府は、多くの積極的なプログラムを援用して、日本で育った学童に特別な関心を払ってきた。韓国と在日韓国人のきずなを強めるために数多くの重要な処置が講じられた。在日韓国人の忠誠を獲得しようとしたこれら全ての努力にも拘らず、韓国政府は、在日韓国人の法的・政治的地位を向上させ、日本政府の在日韓国人に対する政策に意味のある変革をもたらせる具体的な援助をさしのべることができなかった。その結果、在日韓国人は社会的にばかりではなく、法的にも差別的政策を日本人から今だに受けている。

日本政府に対する不信が在日韓国人の間で染みわたっているようである。そして、この不信は戦後期全体にわたって積み重ねられた長年の敵意の表われである。戦後を通じて在日韓国人が日本での地位を高めようとした時、三つの主なる論争の的となった問題が彼らの間で費やされていた。まずは、朝鮮人学校に日本の法にそったプログラムに従うよう命じた1948年の文部省通達による論争であった。

日本人と韓国人の関係を悩ませた第二の論争は、失業した韓国人への政府の過剰補金に関してであった。1950年、SCAP（連合国総司令部）は、在日韓国人にも適用される生活保護法を公布した。その後1955年支払いの大幅な削減を主張したが、韓国人が抗議した時には、ほんの適度の削減がなされただけであった。

第三の論争の的となった問題は登録問題であった。たびたび在日韓国人は戦後を通じて登録するよう命じられた。北朝鮮示持の朝鮮人は指紋をとることに抗議して、登録命令に反対する戦いの先頭にいつも立ち、この問題を日本の国会の場にもち込み、有効な政治闘争へと変えた。

これらの論争において在日韓国人は、主に力量と法的権利の不足のためにいつも敗者であった。結果として、彼らは日本政府に対して深い不信とシニズムの感覚を強めるよう

になった。

最後に、在日韓国人の中に見出される別の傾向は日本人の国民性への肯定的、否定的両属性についての日本人への知覚に関連している。日本人の性格にながしかの否定的あるいは肯定的属性をあげるよう求めた質問の回答から判断すると、日本人に多くの肯定的属性を見出す人々と否定的属性を同じく多く挙げる人々に分れることがわかった。肯定的な側では、研究対象下の韓国人は、日本人を「勤勉でよく働く国民」「正直で誠実な責任感の強い国民」そして「礼儀正しく、親切で社交的な国民」とする傾向である。否定的な側では、日本人は「非常に心が狭く」しかも「圧倒的に残酷で二重人格の、かなりの偏見を持った国民」であった。

さらに印象的に思えることは、全回答者の半数以上が日本人に否定的あるいは肯定的属性のどちらも見出せず、あるいは、日本人の属性についての明確な考えを持っていなかった事実である。全体として、在日韓国人の日本人への知覚は、たくみに組み立てられた憎悪のステレオタイプには基づいていないことがわかった。日本人に対する激しい恨みや憎悪を持つ韓国人の数は比較的少ないし、大多数は日本人に対して無関心な態度を取る傾向

にある。このことは、一方では日本人社会からの孤立と分離の程度の反映であり、また一方では在日韓国人社会化の性質の反映である。

しかしながら、在日韓国人一世と日本で生まれ育った韓国人青年との間には、広がりつつある世代のギャップや、今日の青年への一世の弱まる影響を考えれば、二世三世が年長者より、より戦闘的な気持の中へ社会化されてゆくことが十分ありうる。韓国人青年がより過激に社会化すればするほど、日本当局とのより戦闘的で無遠慮な批判あるいは対決を促すだろうし、青年達の間で優位なマジョリティーに対する公然とした敵意を表わす傾向がより広がる結果に終るだろう。

日本社会は、この潜在的あるいは現実的な問題に直面すべきであり、日本政府及び日本国民がこのマイノリティー問題を解決したいと望むのなら行動に移るべきである。もし日本国民がこの問題を真正面に直視し、そして日本社会にマイノリティーを融和させる努力を真に行なうのなら、この問題は持続的に解決してゆくことが必要であろう。日本国民は、この方向でイニシアチブを取らなくてはならない。

(完)

(訳・李貴陽)

表 19 韓国人と日本人の国際結婚について

賛成する	4.9%	11人
反対する	60.9%	137人
その人の判断に任せる	32.9%	74人
わからない	1.3%	3人
合計	100.0%	225人

表 20 帰化について

状況しだい	20.4%	46人
反対する	71.3%	167人
わからない	4.9%	11人
回答なし	0.4%	1人
合計	100.0%	225人

表 21 自分の国を誇りに思った時

数々の辛酸さにあっても正直に生きてきたこと	15.1	34
強い民族的誇りを持って生きてきたこと	17.4	39
母国の進歩について聞いた時	9.3	21
その他	0.4	1
そのような経験はない	53.4	120
わからない	2.2	5
回答なし	2.2	5
合計	100%	225人

表 22 韓国人であることを恥しく感じた時

日本人から苛酷な差別や差別的待遇を受けた時	37.3	84
同胞が恥しい行動をした時	6.7	15
生活の苦しさを余儀なくさせられている時	3.1	7
韓国人らしからぬ態度をする韓国人に出会う時	3.1	7
母国の現実と未来について考えた時	3.5	8
あまりにも多すぎて引用できない経験なし	13.8	31
経験なし	27.6	62
わからない	2.7	6
回答なし	2.2	5
合 計	100 %	225人

表 23 在日韓国人の将来について

日本社会に同化している	29.8	67
母国に住んでいる	4.4	10
韓国人と日本人に分れてい	4.9	11
独立した韓国人としてありつづける	2.2	5
母国の将来に左右される	11.1	25
何も変らない	10.7	24
その他	3.5	8
わからない	31.6	71
回答なし	1.8	4
合 計	100 %	225人

表 24 韓国政府に対する要求

政治の民主的制度を確立すべきだ	27.6	62
国際的な孤立を避けるべきだ	6.2	14
権力の平和的移行	3.5	8
民族再統一へのより一層の努力	6.7	15
生活の向上をはかるべきだ	4.0	9
在日韓国人をより大切にすること	5.3	12
在日韓国人の帰国への手助け	3.1	7
経済的向上	2.7	6
日本に対する政策の変更	1.3	3
その他	0.9	2
政府は関心を払わないので要求しない	2.7	6
意見なし	24.9	56
わからない	8.9	20
回答なし	2.2	5
合 計	100 %	225人

表 25 日本政府に対する要求

在日韓国人に対する差別政策の撤回	20.9	47
物価安定	11.6	26
韓国での経済的搾取を止めること	5.3	12
韓国への経済援助を止めること	4.9	11
韓国との外交関係打ちきり	2.7	6
キーセン観光を止めること	1.3	3
韓国との交友関係を促進すること	1.8	4
両朝鮮との等距離外交	0.9	2
韓国に対する悪事を悔い改めること	0.9	2
祖国統一への韓国人の努力を妨げるな	0.9	2
その他	3.1	7
日本政府は関心を払わないから要求しない	0.9	2
意見なし	32.9	74
わからない	8.4	19
回答なし	3.5	8
合 計	100 %	225人

「在日同胞医系学生会」

「在日同胞の医療を考える会」と

神戸市長田地区における

「在日同胞健康実態調査」

在日韓国・朝鮮人の医療の現実を見定め、在日同胞の医療を担っていこうとする在日韓国・朝鮮人の医系学生が集まり、「在日同胞医系学生会」として神戸と京都でグループが組織され、その活動が注目されている。

組織が結成される以前の昨年7月、在日韓国・朝鮮人の医師1名と11名の医学生、そして日本人の医療従事者20数名でなるグループの手によって、神戸市長田区の在日韓国・朝鮮人密集地域で健康実態調査がされた。その後、この調査の報告書「在日朝鮮人健康実態調査」が、在日朝鮮人健康実態調査実行委員会、神戸医療生活協同組合の名で発行され、日本の大学で学ぶ在日韓国・朝鮮人の医系学生間に大きな反響を呼んだ。

同胞医系学生の大きな関心が見られるなかで、それらの学生達を糾合して、昨年12月に神戸で発足したのが「在日同胞医系学生会」である。そして、先輩医師の組織である「同胞医療を考える会」がやはり神戸で結成された。

1977年6月、第2回の調査が計画され、「在日同胞医系学生会」「同胞医療を考える会」「神戸医生活協」の三者で実行委員会を設定し、前回と同じ地域で調査が実施された。

以下、第1回の報告書「在日朝鮮人健康実態調査」、第2回の報告書「在日同胞健康実態調査」の内容を紹介すると。

調査は1976年4月に計画され、数回の準備会を消化した後の、7月26日から30日に実施された。

調査対象者は、神戸医生活協に来院したことのある在日韓国・朝鮮人を約80名任意に抽出し、うち61名に対して実施した。調査方法は、看護婦1名、医学生2名、その他1～2名を1グループとして、直接自宅訪問により検診とアンケートを実施。アンケートは、年齢、性別、本籍地、渡航年月日とその時の年齢、職業歴、家族構成、収入状況等14項目にわたって行っている。他に10名のケースレポートも作成している。

調査実施の反省と展望を報告書では次のように述べている。

「第1回在日朝鮮人健康実態調査は30数名の参加を得、目標であった50名を軽く突破し61名の患者調査を行ない、大きな成果を修めて無事終了した。調査とは本来、仮説の証明のために行なわれるものであるが、これに類する調査が今日に至るまで皆無であるため、今回の調査は実態調査という形態をとらざるを得なかった。しかし、それだからこそ私達は個々の患者の例から統計の一数字におさまきれない健康の実態を自らの手で自らの脳髓に焼きつけることが出来たとも言える。10代後半に日本に渡って来て以来、多くの同胞は酒に力を借りながら、生きることに心血を注いできた。彼らには自分の健康を振り返る余

■第1回健康実態調査

裕すら無かったであろう。若い時働けばあ
とは息子や娘が面倒を見てくれるという朝
鮮的美徳を信じていたのかもしれない。し
かし気付いてみれば、病気になっても世話
をしてくれる人としてなく、劣悪な環境が健
康を触ばみ、経済状態を悪化させ、又健康
破壊が進むといった悪循環を私たちはつづ
さにみてきた。今回の調査は我々がいかな
る医師となるか、自分の将来をいかに生き
るかを考える、全く良い機会になりえた。
調査の終わった今、我々は自らに疑問を投
げかける。ある者は整形外科的疾患につい
てその数が非常に多いにもかかわらず
我々は無力に等しかったのではないかと、あ
る者は社会経済的な面では我々医学生は無
力ではないかと、ある者は我々の朝鮮語の
拙劣さについて、又、患者へのプラスはど
れほどあったのかと。それは患者から私た
ちに向けられた問いかけでもある。我々は
自らの手で自らの声でその問いかけに答え
ることを要求されている。それは今学生の
我々よりずっと強烈に、未来の我々に対し
て要求されていると言える。調査は始まっ
たばかりである。疑問に答えるには我々は
前に進むほかはない。より多くの者の頭脳
とより多くの者の腕をもって！。」

■第2回健康実態調査

第1回調査と同様に数回の準備会と学習会
をもったのち、1977年8月1日から7日
の一週間にわたって調査が実施された。対象
地域は前年と同じ神戸市長田区である。在日
韓国・朝鮮人医師5名、看護婦2名、医系学
生30数名という規模でなされた。対象患者
中高年令者90人。調査項目は①問診（身体
の具合を聞くなかで個々の健康状態をつかむ）
②検査（血圧、検尿）、③アンケート（現在の
生活状況、生活歴）、④健康指導——の4
点を柱に数拾項目にわたりなされた。今回は
とくに生活歴の聞き取りに重点を置き、「ラ
イフヒストリー」としてまとめている。

生活歴の調査結果の特徴的なものをいくつ
かあげると、**本籍地**——90人中38名が済

州道の出身者で占められている。**渡航年月日**
——日本が戦争に突入する1926年から4
0年の間に集中している。**生活保護**——90
人中31人が生活保護を受けており、34%
に達している。**生きがい**——90人中22人
が生きがいがないとしている。同居、別居—
90人中53人が同居しており、36人が別
居している。**帰国の可否**——帰りたいくないと答
えたものが90人中36人。

この生活歴調査が、神戸市長田区の在日同
胞が密集する地域でなされていることから、
比較的同胞社会の底辺層に内在する問題点が
鮮明にされているようである。しかし、日本
社会に孤立分散している同胞達の生活は、大
同小異であるにとらえても大きな間違いはな
いであろう。

第2回調査の報告書の「同胞医系学生会」
序文は次のように述べている。

「生まれてきたら喉もとに疎外の刃があて
られていた。これが日本に生まれ、日本で
の生活しか知らない私達の世代の実感では
ないだろうか。この危機から出発し、日本
政府及び日本社会からの同化と差別の攻撃
をはね返して、民族の一員として主体的な
生き方を実践できるように自己変革してゆ
くことが私達に課せられた最大の課題と言
えるだろう。医系学生である私達にとつて
もこのことは同じである。学生である今も、
医療技術者となる将来に於ても、何らかの
形で在日同胞社会の振興に民族全体の発展
を図る隊列に参加してゆくことが必要であ
る。その方法として私達は医系学生という
私達の特質を生かし、医療の分野からこの
隊列に加わることが最も有効な参加の仕方
であると考えます。そのようなことから私達
は昨年12月に在日同胞医系学生会を結成
し、これを基盤にして私達の考えを実現し
てゆく活動を進めることにした。在日同胞
医系学生会の目的は二つある。まず、日本
の学校の中で孤立分散している同胞医系学
生の結束を固めることである。次に、在日
同胞の現状を把握し、健康を保持増進して
ゆく活動をすることである。この二つの目

的の下にこのたび第二回在日同胞健康実態調査を同胞医療を考える会と神戸医療生活協同組合（協同病院）の協力を得て行なった。このパンフレット（報告書）は今後の私達の活動の展望を練る上で役立て、同胞医療の便益に資するために今回の調査の成果をまとめたものである。在日同胞健康実態調査は、去年在日朝鮮人健康実態調査実行委員会が中心となって行った在日朝鮮人健康実態調査を継承発展させたものである。去年から今年にかけての一年の間に、わずかな情報を手がかりに多くの新しい仲間が参加し、今年は去年に数倍する規模で行なうことができた。しかしながら、私達が在日同胞全体の生活実態及び医療状況を完全に把握し、医療面での必要性を満たしてゆく上での寄与を十分にやしきるにはまだまだ力不足である。さらに多くの同胞医系学生の紹介を得て力量を高めてゆかねばならない。在日同胞医系学生会や在日同胞健康実態調査に関心のある方は積極的に参加して下さることを強く訴えます。」

在日韓国・朝鮮人に対する医療（にかぎらないが）保障は極めて不安である。さらに同胞が位置させられている社会構造、経済状況職種、住居環境等々のきびしい状況を考えるとき、同胞が同胞のための医療を担うことの意義ははかり知れぬほど大きい。現実には、同胞の手になる医療機関は少なく、医師も少ない。過酷な労働と抑圧された精神状況のなかで体をむしばみ、経済的な理由や屈辱的な対応をきらって医者に行けぬ同胞の姿に接すると、同胞の医師あるいは医療機関があればとおもうことがしばしばある。

2冊の報告書の最後には、実態調査に参加したひとたちの感想文が載せられている。異口同音に、同胞の実態の深刻さに驚き、怒りを表明している。そしてそれらの感想文を通して、それぞれが自己変革への闘いを開始し、民族としての主体と使命をいこうとしている決意を感じ取ることができる。

「在日同胞医系学生会」の目的は

- ①在日同胞医系学生の交流を計る
- ②在日同胞の健康を守ることをめざす活動をする。

の二点とし、在日韓国・朝鮮人として政治問題（とくに祖国の統一）をいかにみるべきかは議論の途中であるとしている。しかし、朝鮮籍、韓国籍、日本籍の違いはもちろん、思想信条の差異をこえて我々は大同団結せねばならないということでは強く一致をみているという。

同胞の医師のグループである「同胞医療を考える会」の活動内容は、

- ①同胞の健康と民族的権利を守る活動を行い、将来同胞医療機関建設をめざす。
- ②第一級の医療従事者として成長するための学習、研修を行なう。
- ③同胞の医療従事者、医療機関との連携を強め、協力共同して仕事をすすめる。
- ④祖国との結びつきをつよめ、祖国の医療の現実を知っていく努力をする。民族的立場を堅持し、医療を通じての統一への参画の方向を考える。
- ⑤同胞医系学生との連帯を強める。
- ⑥日本との友好を深める。

となっている。

※調査報告のパンフレットを希望する人は下記へ申し込んで下さい。

神戸市兵庫区神田町107-2、
吉井アパート 高 弘 一

ニ情報

■第19回申京煥氏裁判

公判は、去る9月19日に開かれた。今回の焦点は原告側が被告・国側に求めている韓日会談の日本側議事録が提出されるかどうかであったが、日本外務省は東京地裁に対して①当該文書は存在しない②仮りに存在しても外交機密のため提出できない——との理由で

拒否した。

しかし、この拒否理由は、当該文書は存在しないと断言しながら、存在しても提出できないと言っており、矛盾している。

このため弁護団側は、東大・東洋文化研究所が所蔵している第6次韓日会談韓国側議事録を証拠として採用するよう主張したが、安部裁判長は被告側が原告側のもっている議事録を照会し承認すれば足りるのではないかとの判断を示し、扱いを留保した。

今後の裁判の予定としては、次回第20回公判が12月5日に行なわれ申京煥氏への本人審問が行われ、その後1月中旬までに弁護団側から最終準備書面が出され、弁論を開いた後結審となる。

なお、申君を支える会(代表、川端諭)では、裁判闘争が大詰めを向えた現在、裁判費用として60万円カンパを募っている。また12月5日午後6時半より東京YMCAで決起集会と講演会を開く。

■行政差別撤廃闘争

〔福岡県〕

福岡県は、去る9月14日県庁で記者会見し、在日韓国・朝鮮人の県営住宅入居権を来年度募集分から認める旨発表した。この発表は9月14日にもたれた民団福岡県本部との話し合いに答える形で行なわれたもので、民団側は今後県下各市でも公営住宅入居問題での差別は撤廃されるものと期待し、評価している。

しかし、同県に対して行政差別撤廃を要求してきた北九州キリスト教都市産業伝道等キリスト教団体は、福岡県の財政収支は19億円の黒字であるにも拘らず在日韓国・朝鮮人に対して児童手当を支給しないという態度を示していることから、県の差別体質は根深いとして、9月23日に9回目の交渉を持つ。

■民団大阪府本部、行政差別撤廃問題でシンポジウム

去る9月9日、民団大阪府本部(黄七福団長)主催のシンポジウム「何が問題なのかー

在日韓国人の差別問題を考えるー」が開催された。同シンポジウムでは、民団関係者、民社党国会議員、弁護士らが約千人の在日韓国人を前に、法的地位協定の解釈、外登法、入管行政のあり方等について講演した。

このシンポジウムの集約として日本政府が国際人権規約を今だに批准していない点に非難が集中した。そして、最後に「在日同胞が日本での安定した生活を保障される日まで、人権闘争を闘い抜く」という声明文を発表した。

■樺太抑留韓国人帰還訴訟

第10回口頭弁論が9月14日、東京地裁民事六部(安部剛裁判長)で開かれた。今回の公判で被告・国側は、原告の主張①日本国は原告らを帰還させる義務がある。②原告らは特殊ケースであり、最高裁判例の「サンフランシスコ条約締結と同時に、内地戸籍に記載された者以外は日本国籍を失っている」にあてはまらず、今だに日本国籍を有している、との主張について棄却を求める書面を提出した。

これに対し、原告側は、国側の却下請求は訴訟趣旨の誤認によるものであると反論。次回12月2日までに改めて書面で訴訟趣旨を提出することになった。

■本名称裁判

在日大韓基督教小倉教会の崔昌華(チョエ・チャンホ)牧師がNHKを相手どり起した本名称裁判の控訴審が来る11月7日、福岡高裁で開れることが決まった。

この裁判は、去る7月11日、福岡地裁小倉支部で崔牧師が全面敗訴したが、崔牧師は「第一審では十分な事実審理を行なわないまま結審した」ことを不服として、控訴申請をしていたもの。

崔牧師によると、控訴審では理論面に力を入れた意向で、NHKブックスから「言語の思想——国家と民族の言葉」を出している田中克彦一橋大学助教授を証人として出廷してもらうことにしている。

在日韓国・朝鮮人に関する資料 (5)

〔表1〕 在日韓国・朝鮮人の帰化数推移

	年 次	新規申請数	申請合計数	帰化許可	在日韓国人帰化	帰化不許可
1	1 9 4 9			1		
2	5 0			4		
3	5 1			2 1		
4	5 2	1,0 9 5		2 9 0	2 3 2	2 1 9
5	5 3	2,7 3 7		1,4 2 8	1.3 2 6	5 6 8
6	5 4	4,3 4 7		2,8 0 6	2,4 3 5	1,2 2 3
7	5 5	5,5 8 5	7,2 9 7	2,7 4 7	2,4 3 4	2,3 3 2
8	5 6	5,7 5 6	7,9 7 4	2,8 3 4	2,2 9 0	2,3 8 5
9	5 7	5,9 9 3	8,7 4 8	2,6 3 2	2,3 1 2	2,9 0 9
1 0	5 8	5,9 9 0	9,1 9 7	2,7 9 4	2,2 4 6	2,8 9 6
1 1	5 9	7,4 8 2	10,9 8 9	3,1 9 6	2,7 3 7	3,0 2 0
1 2	1 9 6 0	8,1 3 0	12,9 0 3	3,8 5 7	3,7 6 3	2,9 5 5
1 3	6 1	7,6 7 1	13,7 6 2	3,2 4 0	2,7 1 0	2,9 3 3
1 4	6 2	8,2 9 7	15,8 8 6	3.6 1 4	3.2 2 2	3.4 3 3
1 5	6 3	8,2 7 1	17,1 1 0	4,1 0 0	3,5 5 8	2,5 1 9
1 6	6 4	8,7 5 9	19,2 5 0	6,5 7 2	4,6 3 2	2,5 1 9
1 7	6 5			6,6 8 7	3,4 3 8	1,2 1 7
1 8	6 6			5,4 0 9	3.8 1 6	1,1 8 6
1 9	6 7			4,7 8 6	3,3 9 1	1,6 2 0
2 0	6 8			3,5 0 1	3,1 4 4	2,2 1 6
2 1	6 9			2,1 5 3	1,8 8 9	1,9 7 8
2 2	1 9 7 0			5,3 7 9	4,6 4 6	
2 3	7 1			3,3 8 6	2,8 7 4	
2 4	7 2			6,8 2 5	4,9 8 3	
2 5	7 3			1 3,6 3 4	5,7 6 9	
2 6	7 4			7,3 8 9	6,9 2 7	
2 7	7 5			8,5 6 8	7,9 1 8	
2 8	7 6			5,6 0 0	5,2 3 6	
	合 計			1 1 3,4 5 3	8 7,9 7 8	

〔表 2〕 在日韓国・朝鮮人の婚姻数推移

	年 代	総 数	日 本 人 と の 結 婚			夫婦とも 韓国・朝鮮人	一方が 外 国 人
			夫が日本人	妻が日本人	合 計		
1	1938	2,139	9	802	811	1,328	—
2	39	2,350	27	860	887	1,463	—
3	40	2,442	16	1,068	1,084	1,358	—
4	41	2,932	30	1,228	1,258	1,674	—
5	42	3,113	134	1,284	1,418	1,695	—
6	1955	1,102	94	242	336	737	29
7	56	1,796	134	340	474	1,281	41
8	57	2,285	168	407	574	1,674	37
9	58	2,810	211	465	676	2,085	49
10	59	3,597	280	805	1,085	2,473	39
11	1960	3,524	310	862	1,172	2,315	37
12	61	3,734	396	745	1,141	2,568	25
13	62	4,532	514	807	1,321	3,180	31
14	63	4,542	571	830	1,401	3,102	39
15	64	5,091	673	1,027	1,700	3,360	37
16	65	5,693	843	1,128	1,971	3,681	41
17	66	5,352	846	1,108	1,954	3,369	29
18	67	5,926	1,097	1,157	2,254	3,643	29
19	68	6,143	1,124	1,258	2,382	3,685	76
20	69	6,043	1,284	1,168	2,452	3,510	81
21	1970	6,892	1,536	1,386	2,922	3,879	91
22	71	3,354	1,696	1,533	8,229	4,030	95
23	72	7,439	1,785	1,707	3,492	3,839	108
24	73	7,450	1,902	1,674	3,576	3,768	106
25	74	7,789	2,047	1,743	3,790	3,877	122
26	75	7,249	1,994	1,554	3,548	3,618	83

【表3】 帰化をした在日韓国・朝鮮人の血縁関係の推移

期 間 血縁別	1952. 4. 28	1957 ～1956	1959 ～1958	1960. 9 1960. 8	1963 ～1962	(通産) 男女別
韓国・朝鮮固有の者	3 3 8 9 (38.8%)	1 8 8 0 (41.2%)	2 1 9 8 (48.1%)	3 6 4 1 (46.3%)	1 0 4 6 4 (47.5%)	M 1 4 1 9 0 W 7,382
元 日 本 人	1 1 4 7 (13.1%)	5 5 9 (12.3%)	4 7 8 (10.5%)	7 5 6 (9.6%)	2 1 0 7 (9.6%)	M 3 1 8 W 4,729
日本人との婚姻	1 3 7 (1.6%)	1 6 7 (3.7%)	1 4 6 (3.2%)	4 3 5 (5.5%)	2 1 6 0 (9.8%)	M 9 9 5 W 2,050
父母が帰化日本人	5 5 (0.6%)	6 (0.1%)	2 3 (0.5%)	8 5 (1.1%)	1 6 7 (0.8%)	M 1 4 1 W 1 9 2
父 が 日 本 人	9 8 (1.1%)	6 5 (1.4%)	6 8 (1.5%)	1 5 4 (2.0%)	6 1 1 (2.8%)	M 5 3 2 W 4 6 4
母 が 日 本 人	6 2 0 (7.1%)	3 0 1 (6.6%)	2 6 4 (5.8%)	5 7 1 (7.3%)	1 5 8 1 (7.2%)	M 1,717 W 1,620
父母が元日本人	6 (0.1%)	1 (0.5%)	—	9 (0.2%)	8 (0.3%)	M 1 2 W 1 2
父が元日本人	7	—	—	1	28	M 1 8 W 1 8
母が元日本人	3 2 6 3 (37.4%)	1 5 5 7 (34.2%)	1 3 7 4 (30.1%)	2 1 9 3 (27.9%)	4 8 0 6 (21.8%)	M 6,792 W 6,401
日本人の養子	1 1 (0.1%)	2 2 (0.5%)	1 7 (0.4%)	1 9 (0.2%)	7 7 (0.3%)	M 7 5 W 7 1
合 計	4 5 5 8 (100%)	4 5 6 8 (100%)	7 8 6 4 (100%)	2 2 0 0 9 (100%)		M 2 4,790 W 22,939

■数字出典

表1 在日韓国・朝鮮人の帰化数推移

(注) 申請合計数は前年度よりの繰り越し分を含むものである。

- ・法務省「法務年鑑」昭和27～50年版
- ・「民事月報」1969年10月号
- ・「官報」法務省告示「日本国に帰化を許可する件」
- ・東洋経済日報、1975年1月17日号
- ・金正柱「解放後在日韓国人の法的地位—その推移と問題点—」(韓国学術研究員主催「在外韓国国民の現実と問題」に関する国際シンポジウム 発表論文 ソウル 1975年6月4日～5日)。法務局・民事五課よりの出所資料で作成となっている。
- ・「朝鮮研究」(日本朝鮮研究所)169号 法務省民事局の資料で作成となっている。
- ・「むくげ通信」40号、43号。

以上の資料から表を作成した。

表2 在日韓国・朝鮮人の婚姻数推移

- ・厚生省大臣官房統計情報部編「人口動態統計」

- ・李瑜煥「在日韓国人60万」 洋々社
 - ・「外人登録」130号
 - ・「朝鮮研究」169号
- 以上の資料から表を作成した。

表3 帰化をした在日韓国・朝鮮人の血縁関係の推移

- ・坪井豊吉「在日朝鮮人運動の概況」(法務研究報告46集3号 1959年)
- ・法務省「出入国管理白書」(昭和34年版)
- ・森田芳夫「数字からみた在日朝鮮人」(外務省調査月報 1960年12月)
- ・法務省「出入国管理とその実態」(昭和39年版)
- ・大森和人「国籍事務のすう勢と今後の動向」(民事月報1969年10月)
- ・幼方直吉「在日朝鮮人・中国人の帰化と家族制度」『家族 政策と法2 現代日本の家族政策』有斐閣 1975年
- ・「朝鮮研究」 169号
- ・「むくげ通信」 43号

以上の資料から表を作成した。

編 集 後 記

ニュースの発行が大巾に遅れ申し訳ありません。1日も早く正常にもどすよう奮闘していきますのでご了承下さい。

民族差別と闘うとしながらも、まだまだ民族差別を克服する運動の流れを太くすることができません。ふり返って見ると、ある意味では当然なことで、まだまだ私達の民族差別に対する認識が浅く、観念的なものであることを知らされます。自分の生いたちからして民族差別がもたらす深刻な状況を肌でもって知っていると思っていたのが、同胞の生活現実の中に入れば入るほど自分も持っている認識のあまさを思い知らされます。私達をとりまく状況からしてさまざまな問題が存在し、さまざまに運動が組まれています。しかし、私が見る目では、同胞の生活現実肉迫しうる質を持った運動はごく少数でしかないと思います。孤立分散し、疎外されている同胞の力になるような運動を常にめざしたいものです。

(B . J)

資 料 案 内

(R A I K 取 扱 い)

☆ R A I K 発 行 資 料

- 就職差別問題資料一糾弾!! 労働省・労務行政研究所 № 7 2 0 0 円
- ㊤資料集「外国人子弟の教育についての諸問題」 3 0 0 円
- THE KOREAN MINORITY IN JAPAN: THEIR PROBLEMS 6 0 0 円
- 民闘連ニュース 1号〜24号(民闘連刊) 各 1 5 0 円
- 第二回民闘連全国交流集会資料集(民闘連刊) 5 0 0 円
- 第三回民闘連全国交流集会資料集(") 1, 0 0 0 円

☆ 日 立 闘 争 関 係 資 料

- 在日朝鮮人に対する同化教育についての考察 —— 解放後における大阪を中心に ——
朴君を囲む会刊(資料集 № 2) 3 0 0 円
- 証言集1 佐藤勝己 " (" № 3) 2 0 0 円
- 証言集3 梶村秀樹 " (" № 4) 1 5 0 円
- 証言集4 李 殷 直 " (" № 5) 1 5 0 円
- 朴鐘碩・就職差別裁判三年間の地平 " 4 0 0 円
- 日立就業差別裁判・判決全文 " 1 0 0 円

☆ 各 運 動 体 そ の 他 の 発 行 資 料

- 「マイノリティ問題と宣教戦略」会議報告 在日大韓基督教会総合刊 1 0 0 円
- ㄱ ㄱ (コゲ) 第 1 集〜第 4 集 在日大韓基督教婦人会全国連合会刊 各 3 0 0 円
- 燈台 第 2 9 〜第 3 3 号 在日大韓基督教青年会全国協議会刊 各 5 0 0 円
- 地域運動の手引き " " 5 0 0 円
- 日韓両国間の正義と平和のために 日韓キリスト者連絡協議会刊 2 0 0 円
- 韓国通信 韓国問題キリスト者緊急会議刊 1 5 0 円
- DOCUMENTS ON THE STRUGGLE FOR DEMOCRACY IN KOREA 2, 0 0 0 円
- 韓国民主化闘争資料集 1973-1976 韓国問題キリスト者緊急会議刊 1, 6 0 0 円
- 在日韓国・朝鮮人を理解するために 日本キリスト教団日韓連帯特別委員会 2 0 0 円
- アジアの人権 1号〜5号 アジア人権センター刊 各 4 0 0 円
- ヒロシマを持って帰りたい 韓国の原爆被害者を救援する市民の会刊 3 0 0 円
- 在日朝鮮人の日本渡航史 4 0 0 円
- 申京煥君の強制送還を許すな! № 1 〜 2 申君を支える会刊 3 0 0 円
- 自分の意志で堂々と帰りたい 資料集 № 3 " 1 5 0 円
- 申京煥君裁判資料 " 4 0 0 円
- 申京煥君を支える会全国ニュース " 各 1 0 0 円
- 申京煥裁判 証言集・第 1 集 申京煥を支える会刊 6 0 0 円
- " " 第 2 集 " 4 0 0 円
- 在日朝鮮人問題連続講座・講演録 申京煥君を支える会刊 3 0 0 円
- むくげ通信・合本 1976年版 № 3 4 〜 № 3 9 むくげの会刊 6 0 0 円
- 申京煥退去強制事件 鑑定書(高野雄一)申京煥を支える会刊 2 0 0 円
- 強制送還阻止! —— 韓さん一家支援のために 韓さん一家を守る会刊 3 0 0 円

・入管と縁を切りたい! №1~2	金鐘申さんの裁判をすすめる会刊	300円
・現代版創氏名を許すな!	人格権訴訟を支える会刊	500円
・在日朝鮮人金敬得氏の司法修習問題	金敬得君を支援する会刊	300円
・金敬得問題資料 司法修習生=弁護士と国籍		2,500円
・きつつきの群れ —— 京都韓国学園建設問題に関する資料集 ——		
	京都在日外国人の民族教育を守る会刊	500円
・京都韓国学園建設促進! 7・20 集会報告書	京都韓国学園建設促進連絡会議刊	300円
・京都韓国学園問題	京都韓国学園建設促進青年協議会刊	200円
・川崎における地域運動 —— 民族運動としての地域活動をめざして —— 資料№1, №2		
	川崎・在日同胞の入権を守る会刊	各300円
・行政差別撤廃運動 —— 尼崎市闘争記録集 ——	民族差別と闘う兵庫連絡協議会刊	300円
・韓国留学生運動史 —— 「早稲田大学 同窓会七〇年史」 ——		2,500円
・在日朝鮮人処遇の推移と現状	湖北社刊	2,200円
・朝鮮解放運動史(1919年~1953年)	"	2,600円
・朝鮮における日本人の活動に関する調査	"	2,200円
・在日朝鮮人の諸問題	佐藤勝巳著 同成社	1,500円
・在日朝鮮人 —— その差別と処遇の実態 ——	佐藤勝巳著 "	2,300円
・日本人教師にとわれているもの	在日朝鮮人生徒の教育を考える会刊	400円
・在日日本人と在日朝鮮人	東京大学法学部・大沼ゼミナール(1976)	750円
・定住外国人と国公立大学	在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会編	500円
・「なにが問題なのか」 差別白書第一集	民国中央本部・民生局	300円
・行政差別撤廃運動 講演資料集	"	500円

☆日本の学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会 発行資料

・우리말을返せ! の要求に応えて		400円
・本名と教育	資料集№1	300円
・在日朝鮮人教育の原点を探る 改訂版	" №2	300円
・なぜこんなに朝鮮人が日本に住んでいるのだろうか 改訂版	" №3	300円
・なぜ日本の学校に多くの朝鮮の子どもが学ぶことになったのか		
—— 民族学校閉鎖と再建への動きの歴史 ——	" №4	300円
・なぜ「本名を呼び、名をの」とりくみをやらなければならないか	" №5	300円
・今日の朝鮮民族差別 —— 深江小学校吉田校長の差別思想を斬る ——	" №6	300円
・関東大震災と朝鮮人虐殺 改訂版	" №7	300円
・歴史教科書にあらわれた朝鮮	" №8	200円
・在日朝鮮人の法的地位 —— 「韓さん一家」の問題を考えるにあたって ——		
	" №9	200円
・矢田チヨソン友の会“強制連行”の地へゆく	" №10	300円

☆大阪市外国人教育研究協議会 編集・発行資料

・関東大震災と朝鮮人虐殺物語		150円
(サラム) 民話編1		200円
・ " " 2		

発行日 1977年 9月15日 №. 24 号 頒価150円

発行人 李 仁 夏

在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所(R A I K)内
民族差別と闘う連絡協議会

〒160 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-52 TEL. 03-203-7575

民闘連 郵便振替番号 東京 4-30267 PAIK 郵便振替番号 東京 5-30268
